



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 給与 デジタルマネーで支払い可能に

厚生労働省は企業などが従業員にデジタルマネーで給与を支払えるよう規制を見直す方針を固めました。早ければ2019年にも銀行口座を通さずにカードやスマートフォンの資金決済アプリなどに送金できるようにする見通しです。条件としては、従業員が現金として引き出すことができ、資金を手厚く保全することなどです。

企業が指定したカードや決済アプリに給料を入金する仕組みで、入金された給与をATMなどで月1回以上、手数料なしで現金で引き出せることが条件です。価格変動の激しい仮想通貨は対象に含みません。
(平成30年10月25日 日本経済新聞引用)

労基法には、賃金支払いの5原則があります。

- 通貨で
- 直接労働者に
- その全額を支払うこと
- 毎月1回以上
- 一定の期日を定めて

ただし、労働者本人の同意を得た場合には、労働者が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座への振込みが可能です。この例外規定にデジタルマネーを加える方向で、金融庁や関連業界と調整に入ったということです。

今後の労基法の改正案としては、企業が指定したカードや決済アプリに給料を入金する仕組みですから、労働者が入金された給与をATMなどで月1回以上、手数料なしで現金で引き出せることなどが明文化されるものと思われます。



現時点で既存のカードやアプリに条件を満たすものはないとみられています。

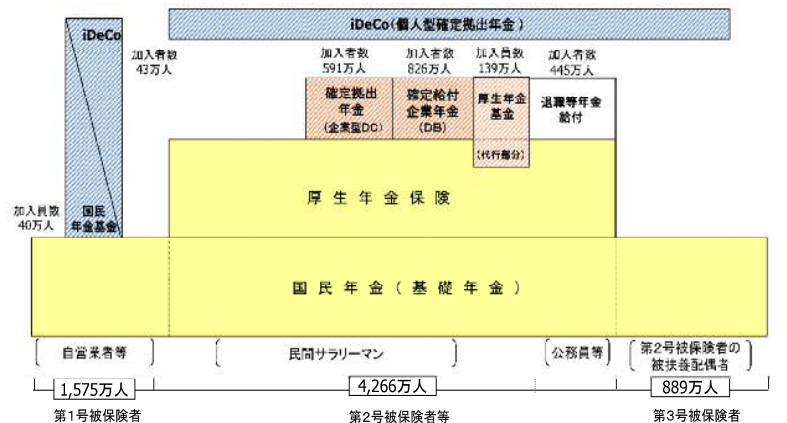
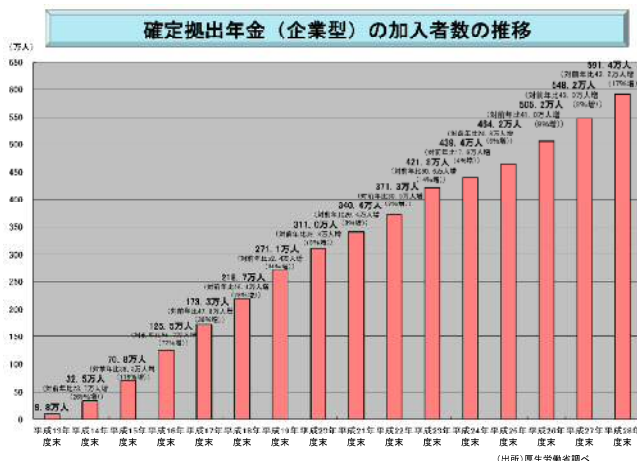
企業年金 確定拠出年金が5割に

企業年金制度のある企業のうち、運用手段を従業員が決める確定拠出型を活用している企業が初めて5割を超えました。確定拠出年金は、従業員が預金や投資信託などから運用手段を選び、運用が好調ならば将来もらえる年金額が増えます。

給付額が決まっている確定給付型と従業員自ら運用商品を選ぶ確定拠出型があり、確定給付は予定運用利回りを下回れば企業が資金を拠出するため、負担が重いといわれています。

(平成30年10月24日 日本経済新聞引用)

このように、確定拠出年金は従業員の将来の年金として、また退職金の位置づけとしてますます加入が進んでいます。企業型確定拠出年金の加入者数に至っては、平成29年に600万人を超え、個人型確定拠出年金（通称iDeCo）についても80万人を超えていて、公的年金の上乗せ年金として存在感が増しています。





マンスリーピックアップ

ユニクロの選択制確定拠出年金

=====

確定拠出年金とは、国が認めた自分でつくる年金制度のことで、とてもすぐれた税制優遇メリットがあります。

- ①積立金額すべて「所得控除」の対象で、所得税・住民税が節税できます。また社会保険料の対象外です。
- ②運用で得た定期預金利息や投資信託運用益が「非課税」になります。
- ③受け取るとき「公的年金等控除」「退職所得控除」の対象です。

もともと確定拠出年金は企業年金のひとつとして作られた制度です。社員の毎月給与の上乗せとして退職金を前払いするような形で掛金を拠出します。例えば部長のAさんには、毎月2万円、課長のBさんには毎月1万円、平社員のCさんには5千円というように貢献度に応じて掛金が違うのが一般的です。

掛金は毎月損金で計上しますので、給与と扱いは同じような感じです。会社に積み立ててもらったAさん、Bさん、Cさんの掛金は、そのまま本人名義の専用年金口座に60歳まで積立されていきます。その間、掛金は所得税も住民税も利子税も全て免除です。60歳をすぎて本人が自分の年金として使う際も、これまた税金がお得というなんとも素晴らしい制度です。こんな素晴らしい制度なのに、今まで多くの企業があまり活用してきませんでした。なぜなら、会社が掛金を積み立てていくので、とてもコストがかかり、中小企業にはハードルが高かったからです。

ところが、ユニクロは“会社が給与の上乗せとして掛金を拠出するのではなく、社員本人が受け取った給与の中から掛金を拠出する”という方式で制度を導入したことがきっかけで、無理なく中小企業でも導入できると広まったのです。社員本人が受け取った給与の中から掛金を拠出する、導入する企業にも社会保険料

の軽減効果が生じることとなります。

例：年齢35歳 給与総額35万円 長野県の場合

○現在の社会保険料

厚生年金保険料	: 32,940円
健康保険料	: 17,478円
雇用保険料	: 1,050円
合計	: 51,468円



○確定拠出年金に月3万円拠出すると

厚生年金保険料	: 29,280円
健康保険料	: 15,536円
雇用保険料	: 990円
合計	: 45,806円



社会保険料は月5,662円、年間67,944円の軽減、所得税と住民税は年額約32,000円が軽減、合計で年間約101,000円の軽減効果があります。つまりこの会社は1名加入でも社会保険料が年間67,944円の軽減効果が見込めるのです。

60歳まで月30,000円を拠出し続けた場合、累計積立額は900万円で、社会保険料や所得税の軽減効果は、約252万円です。この資産には、複利で運用した運用益が加算されていませんので、実際はもっと効果が高いと想定されます。

社会保険料の等級が下がると、将来受け取る厚生年金が減りますが、所得税、住民税、運用益が非課税、さらに運用で増える可能性が高いことから、プラスになるケースが多いと想定されます。

社員がもらうお金は今までと同じ35万円であるため、不利益はありません。今使うお金を32万円と決め、将来のために回すお金を3万円と決めたにすぎません。

会社としては社員に支払う給与は同じであるにもかかわらず、負担する社会保険料は1ヶ月あたり5,662円軽減、年間で67,944円のコストダウンとなります。これはたった1名加入のケースです。

これがユニクロ方式といわれる選択制確定拠出年金で、社員にも会社にも喜ばれる優れた制度です。



2025年万博の開催地を決める投票まで間もなくとなりましたね。実現すれば、2005年の愛知から数えて20年ぶり、1970年の大阪万博から55年ぶりの開催となります。テーマに「いのち輝く未来社会のデザイン」を掲げた日本。仮想現実(VR)やiPS細胞による治療など先端技術を体験できる構想を打ち出しています。



また、大阪で万博が開催されたら行ってみたいと答える府民が76%ということで、期待をする声も少なくないようです。大阪復活の「起爆剤」になってくれるなら嬉しいですが、ライバルは、豊富な資金力のアゼルバイジャンと、したたかな政治力のロシア。大阪北部地震や台風21号被害のハンディを乗り越え、誘致できるのでしょうか。(折井)